

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 110 号

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「(以下「利用日」という。)」を削る。

第6条の見出し中「メインプール」の右に「及びサブプール」を加える。

第9条各号列記以外の部分中「場合」の右に「及びその金額」を加え、同条第1号中「の規定する」を「の規定による」に、「に規定する」を「による」に、「場合」を「場合 全額」に改め、同条第2号中「場合」を「場合 2分の1に相当する額」に改め、同条第3号中「利用日」を「利用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下「利用日」という。）」に、「場合」を「場合 全額」に改める。

別表第2 1利用料金の欄中「7,200」を「7,400」に、「2,400」を「2,460」に、「6,800」を「6,990」に、「6,800円」を「6,990円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「3,400円」を「3,490円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「3,000円」を「3,080円」に、「2,700円」を「2,770円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「2,000円」を「2,050円」に、「2,700」を「2,770」に、「1,300」を「1,330」に、「12,200」を「12,540」に、「65,000」を「66,850」に、「48,750」を「50,140」に、「32,500」を「33,420」に、「16,250」を「16,710」に、「10,900」を「11,210」に、「1,200」を「1,230」に、「27,300円」を「28,080円」に、「10,000円」を「10,280円」に、「20,000円」を「20,570円」に、「4,000円」を「4,110円」に改め、同表2利用料金の欄中「1,800」を「1,850」に、「600」を「610」に、「3,400」を「3,490」に、「1,

300」を「1,330」に、「4,000」を「4,110」に、「4,000円」を「4,110円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「3,000円」を「3,080円」に改め、同表3利用料金の欄中「1,300」を「1,330」に、「5,500」を「5,650」に、「2,700」を「2,770」に、「6,800円」を「6,990円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「5,500円」を「5,650円」に、「2,000円」を「2,050円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「65,000」を「66,850」に、「48,750」を「50,140」に、「32,500」を「33,420」に、「16,250」を「16,710」に、「10,900」を「11,210」に改め、同表4利用料金の欄中「2,200」を「2,260」に、「3,100」を「3,180」に、「3,500」を「3,600」に、「8,800」を「9,050」に、「6,400」を「6,580」に、「9,000」を「9,250」に、「10,000」を「10,280」に、「25,400」を「26,120」に、「4,500」を「4,620」に、「3,300」を「3,390」に、「1,400」を「1,440」に、「5,600」を「5,760」に、「1,500」を「1,540」に、「1,100」を「1,130」に改め、同表5利用料金の欄中「5,600」を「5,760」に、「4,800」を「4,930」に、「3,900」を「4,010」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

2 この規則による改正後の京都市西京極総合運動公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興)